

平成29年度 第2回 福岡県環境審議会 議事録

日時：平成29年10月24日（火）

10時00分～12時00分

場所：福岡県吉塚合同庁舎7階 特6会議室

（環境政策課：迎田企画広報監）

只今から平成29年度第2回福岡県環境審議会を開催させていただきます。

私は、環境政策課企画広報監の迎田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。以降座って説明させていただきます。

議事に入ります前に、環境部長の関が御挨拶申し上げます。

（環境部：関部長）

皆さんおはようございます。環境部長の関でございます。

本日は大変お忙しい中、この環境審議会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、本県の環境行政につきまして、日頃から御指導、御協力を賜っておりますことに改めて感謝申し上げます。

ところで、7月に発生いたしました九州北部豪雨でございますけれども、多くの方がお亡くなりになり、また被災地では今も復旧復興が進められ、努力されているところでございます。改めましてお亡くなりになりました方の御冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された皆様にお見舞い申し上げたいと思います。

環境部では今回の北部豪雨で発生いたしました流木の処理を担当いたしております。現在、仮置場から矢部川浄化センターの中に設けております二次仮置場の方に流木を運んで処理をし、最終的な処理先に持っていくという作業を始めたところでございます。

今月の13日から流木の受入を開始し、早速16日からは天草にございます九州電力苓北発電所へ運搬している状況でございます。

まだまだ息の長い支援が必要だと考えております。全力を挙げて被災地の復旧復興に力を尽くしてまいりたいと考えております。

また、環境部の最近の取組みについて少し御紹介をさせていただきます。

県では食品ロスの削減ということについて力を入れていっております。例えば食品会社で印字ミスや包装の破損などで販売が困難になりました食品を食品関連企業等から引き取り、生活に困窮されている方、また社会福祉施設や子ども食堂などに無償で提供するフードバンク活動というものが県内で行われております。この活動を県も支援をしておりまして、先月9月21日には、県のリサイクル総合研究事業化センターのコーディネートによりまして、コカ・コーラウエスト株式会社と県内フードバンク3団体が定期的に寄贈を受ける合意

も結ばれたところでございます。

今後とも、引き続き活動の支援を行ってまいりたいと考えております。

本日の審議会でございますけれど、御案内のとおり、諮問事項1件及びその他の報告2件でございます。

報告におきましては、今年度末に策定予定の福岡県環境総合ビジョン、そして福岡県生物多様性戦略第2期行動計画について御説明をさせていただきたいと存じます。

環境ビジョンにつきましては、前回の審議会以降、専門委員会を2回開催し、進捗管理のための指標や重点的に実施するプロジェクト等の素案について御審議をいただいております。本日は現時点での案を御報告させていただきます。

また生物多様性戦略につきましては、今年度末で第1期計画が終了することから、第2期計画を策定中でございます。これについても併せて御報告させていただきます。

いずれも本県の環境行政における重要事項でございます、委員の皆様から忌憚のない御意見をいただきたいと思います。

どうぞ本日はよろしく願いいたします。

(環境政策課：迎田企画広報監)

ここで事務局から御報告申し上げます。

本日は、会長及び委員34名中21名の出席で、半数以上の御出席をいただいております。

従いまして、福岡県環境審議会条例第5条第2項により、会議が成立しておりますことを御報告申し上げます。

前回の審議会以降、2名の委員が交代されております。

辞任された委員は前株式会社西日本新聞社生活報道部編集委員 井上真由美委員。前九州地方整備局企画部長 小平卓委員。

新たに御就任いただきましたのは、株式会社西日本新聞社社会部部次長 阪口由美委員、九州地方整備局企画部長 藤巻浩之委員です。

以上で、新たな委員の御紹介を終わります。

また、下條委員、新井委員、藤巻委員につきましては、代理にて、九州農政局生産部生産技術環境課 課長補佐西野康則様、九州経済産業局資源エネルギー環境部環境・リサイクル課課長補佐 久保智恵子様、九州地方整備局企画部広域計画課長 鈴木昭人様に御出席いただいております。

それでは、本日用います資料の確認をお願いします。

お手元の配付資料及び事前に郵送でお配りしております資料につきましては、資料リストに示しているとおりでございます。

なお、資料1及び資料2につきましては、差し替えがございますので、本日差し替え分を机の上に置かせていただいております。

資料の不足がございましたら、挙手により事務局までお知らせください。

それでは、これからの議事進行は、浅野会長、どうぞよろしく願いいたします。

(浅野会長)

おはようございます。本日も早朝からお集まりいただきましてありがとうございます。

九州北部豪雨については私も本当に心を痛めておりました。特に山の付近では土砂等が随分流れ出して。このことについては、前回の審議会でも御意見がありましたが、海まで流れてしまいますと、なかなか塩に浸かった木というのは燃やすとダイオキシンが出るので扱いにくい。それにいたるまでのところまではなんとか再利用できないかということで考えていたのですが、福岡県は大変頑張っていて、チップ化して燃料として使うという道が開いてきました。皆様方の御苦勞に対して感謝したいと思っております。

それではまず諮問事項でございますが、温泉法に基づく動力装置の許可申請についてということでございます。事務局から説明いただきます。

(自然環境課：岩崎課長)

自然環境課長の岩崎です。

お手元の資料1を御覧ください。資料に沿って説明させていただきます。

「温泉法に基づく動力の装置の許可申請」につきましては、許可手続きの迅速化を図るため、通常、会長から直接、温泉部会に付議していただいております。部会は年3回、6月10月、2月と開催しております、専門的な見地からの審議をいただいているところであります。

今回につきましては、環境審議会開催と温泉部会の開催時期が重なりましたので、まず、環境審議会にお諮りしています。

諮問の内容ですが、資料の1ページに記載しておりますとおり、動力の装置の許可申請2件です。

温泉法に基づく許可申請につきましては、掘削の許可、動力の装置許可等について審議会に諮問することとなっております。

今回の申請場所は、福岡市東区、北九州市八幡西区の2件です。

それぞれの案件の概要につきましては、資料の2ページに、申請者の氏名、申請場所、動力装置の出力、動力揚水量などをそれぞれ示しております。

なお、温泉法に基づく動力装置の許可申請には事業や個人情報が含まれておりますので、公開でありますこの場での説明は、市町村名のみとさせていただきます。

また、傍聴者の方々への配付資料は、申請件数のみ記載させていただきます。

委員の皆様にお配りしております資料につきましては、取扱いに御留意いただきますようお願いいたします。

説明は以上です。

(浅野会長)

これは日常的に扱っている類型の案件でございますが、温泉法に基づく許可を知事が与えるについて審議会の意見を聞くということになっています。

これは、新規の掘削ではないのですが、既にあります温泉のお湯をポンプによって汲み上げるということについても知事の許可が必要ですから、その可否を審議会に諮るということでございます。何か御質問がございますでしょうか。

(質問なし)

よろしゅうございますか。

それではこの件については温泉部会で詳しく審議をしていただいて、温泉部会の決議を当審議会の決議とするといういつもの取扱いにしたいと思っておりますがよろしゅうございましょうか。

(意見なし)

特に御意見ございませんようですから、それではそのとおりに取り扱わせていただきます

それでは次に、本日重要な案件になります。報告という扱いにしておりますが、内容的には御意見を承りたいということでございます。まず最初に「福岡県環境総合ビジョンについて」、前回も概要という形で報告を申し上げましたが、その後更に検討が進みましたので、詳細な御説明を申し上げて今日御了承いただけたらパブリックコメントに付すということにしたいと思っております。では、事務局から説明いただきます。

(環境政策課：大羽課長)

環境政策課長の大羽と申します。以後座って説明させていただきます。

お手元に予めお送りいたしておりました資料の2を御準備いただきたいと思っております。資料の2の構成でございますけれども約20ページの答申案の要約、それから109ページの答申案をお送りしていたかと思っております。

本日の説明は答申案の要約に基づいて説明させていただきますけれども、本日一部差し替えを行う必要がございます、お手元に差し替え資料を置かせていただいております。これは本体の答申案、109ページのものとの差し替えでございます、答申案の12ページ、13ページの間に記載されております自然生態系に関する施策の中に、前回お送りした資料に加えてグリーンインフラに関する記載を追記したものでございます。また、答申案の13ページ、自然災害に関する対策の方につきましては、災害時の避難情報の伝達方法に関する施策を新たに追記してございまして、この該当ページについて後ほど差し替えをお願いいたします。

御説明に入ります前に本日初めて当審議会に御出席いただいた委員の皆様もいらっしゃいますので、これまでの経緯を簡単に振り返っておきたいと思っております。

福岡県環境総合ビジョンの策定につきましては、平成28年度の第3回審議会、平成29年1月に開催した審議会でございますけれども、この審議会で諮問を行いまして、この場で審議会の下に6人の専門委員の皆様から成る専門委員会を設置しまして検討を進めていくことを決定したところでございます。その後3回の専門委員会の開催を経まして本日環境総合ビジョンの答申案を皆様のお手元にお届けしたと、こういう経緯でございます。

それでは主に、約20ページの答申案要約に基づき順に説明させていただきます。資料の1ページをお願いいたします。

第1章、計画の基本的事項でございます。福岡県環境総合ビジョンの「策定の趣旨」でございますけれども、平成24年度に策定いたしました現行の環境総合ビジョン、こちらが平成29年度で計画期間が満了することから、新たな計画を策定する必要に迫られているということが理由の1つでございます。また、この間環境に関する様々な国内外での状況の変化が生じておりまして、これらの新たな動きを踏まえながら、また現行計画の成果を踏まえながら、新たな環境総合ビジョンを作ろうというものでございます。現計画の期間中に生じた様々な状況の変化のうち、この場では2点ほど簡単に触れさせていただきます。

まず1番目に持続可能な社会への国際的な取組みの進展、これが大きく進んでおります。1番目の丸のところでございますけれども、平成27年9月に開催されました国連サミットで持続可能な開発目標（SDGs）が採択されました。このSDGsと申しますのは、先進国を含む国際社会全体の開発目標として定められたものでございまして、経済・社会・環境を巡る広範な課題について統合的に取り組むため、策定されたものでございます。内容的には気候変動への具体的な対策など17の目標と169のターゲットが示されてございまして、環境分野に非常に関りの深い計画となっております。

2点目でございます。地球温暖化対策の進展でございます。皆さんも御存知のことと思いますが、平成27年に平均気温上昇を産業革命以前に比べ2℃未満に抑える努力をすることを世界共通の長期目標として定めたパリ協定が採択されました。このパリ協定の採択以降、我が国におきましても「気候変動の影響への適応計画」或いは「地球温暖化対策計画」、また29年3月には中央環境審議会によりまして「長期低炭素ビジョン」が取りまとめられたといった動きがございました。次に2ページをお願いいたします。

福岡県環境総合ビジョンの「計画の位置付け」でございます。資料の中ほどに記載してございます。平成29年3月に県の行政運営の指針として福岡県総合計画が定められております。本ビジョンはこの県の総合計画を踏まえまるとともに、先行して策定されております福岡県生物多様性戦略や福岡県廃棄物処理計画などとも整合させ、福岡県の環境の将来像を具体化するものとして定めるものでございます。

2ページの下の方に記載してございますけれども、「計画の役割」でございます。本環

境ビジョンは環境の面から総合的・計画的に県行政を推進するための施策大綱、また県民・事業者・行政など、全ての主体が環境について考え行動する際の指針としての役割を記載しているところです。3ページをお願いします。

4番目の項目、「計画期間」でございます。新たな環境総合ビジョンは平成30年度から平成34年度の5年間の計画として定めているところです。ただし、環境の状況変化、国内外での大きな動き、或いは次期福岡県総合計画の策定議論などを踏まえまして必要に応じて計画期間中であっても見直しを行うことといたしております。

次に3ページの上段「第2章福岡県の環境の将来像」でございます。枠囲みでございますとおり「「豊かな環境が支える県民幸福度日本一の福岡県」～経済成長と環境保全が両立した持続可能な社会へ～」と題し、これをキャッチフレーズとしまして、将来像を示しているところです。先ほど御紹介しましたSDGsの考え方を活用しまして分野横断的に課題に取り組むことにより、経済成長と環境保全が両立した持続可能な社会の構築を目指してまいります。

「7つの柱のイメージ（案）」と題しまして、下に図をお示ししておりますけれどもこの総合ビジョンでは環境の視点から7つの施策の柱を設定して個別の施策を御紹介したいと思っております。この7つの柱のイメージ図でございますけれども、御覧のとおり低炭素社会、循環型社会、自然共生社会のそれぞれの推進、それから健康で快適に暮らせる生活環境の形成、国際環境協力の推進といった分野ごとの5つの施策、それから各分野にまたがる横断的な施策として経済・社会のグリーン化とグリーンイノベーションの推進、持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくりといった2つの横断的な施策もあわせて7つの柱を設定して、柱ごとに目指す姿を示していくこととしております。4ページをお願いいたします。

4ページ以降は今御説明いたしました7つの各施策の柱ごとに「目指す姿」、「現状と課題」、「施策の方向」を記載いたしますとともに、5ページに少し記載してございますけれども、「重点プロジェクト」を併せて紹介するという構成で共通して記載しているところでございます。5ページにあります「重点プロジェクト」といったものの性格でございますけれども、この内容は各柱の目指す姿を実現するために特に不可欠な施策、或いは県民・事業者の皆様にご覧いただきたい、お知らせしたい施策を重点的に盛り込んだ内容となっております。

「1低炭素社会の推進」についてでございます。4ページにお戻りください。低炭素社会の推進につきましては、目指す姿といたしまして、温室効果ガスの排出抑制と吸収源に関する対策、これを総じて緩和策と申しておりますけれども、この緩和策が進んだ社会、また記憶に新しい集中豪雨などの自然災害に備えたインフラ整備、或いは高温に強い農作物の品種開発・普及、こういったものの対策、これらを総じて適応策として申しておりますけれども、この2つの策が着実に進んだ社会を目指す姿として記載いたしております。現状と課題のところを御覧いただきますと、平成29年3月に先行して「福岡県地球温暖化

対策実行計画」を定めてございます。その中で平成42年度の温室効果ガス排出量を平成25年度比で26%削減するという目標を設定し、この目標の達成に向けて取り組んでいく必要があるという課題を既に抱えているところです。こういった現状・課題を踏まえまして施策の方向の中でございますけれども、緩和策の中では家庭における省エネ活動への支援、或いは事業者への省エネルギー設備の情報提供などを行う新たな施策を展開していくこと、またその下にあります緩和策のところで言いますと、間伐などの森林整備、林業担い手育成など森林の適正管理を進めまして温室効果ガスの吸収源をしっかりと確保していくことといった施策を内容的には盛り込んでいるところです。

なお、施策の方向に記載しています各施策でございましてけれども、本体では更に詳しく様々な施策を盛り込んでおりまして本日御説明していますこの要約版では代表的な例のみを記載しているところです。続きまして6ページをお願いいたします。

2つ目の柱、「循環型社会の推進」でございまして。この循環型社会の推進の中では目指す姿といたしまして、資源の消費が抑制され、循環利用が確保されている社会、また廃棄物の不法投棄がなく、適正に処理され、県民の皆さんが快適に暮らせる社会を目指す姿に据えております。現状と課題のところでございましてけれども、データといたしまして平成27年度の県民1人1日当たりのごみ排出量平均が依然として全国平均を上回っていること、また平成26年度の福岡県の産業廃棄物の総排出量でございましてけれども、こちらは平成21年度比で22.2%増加しているということ、このような現実がございまして。

この現状・課題を踏まえまして施策の方向性としていたしましては、1番上の資源の消費抑制、資源循環利用の推進のところでは食品ロスの削減の推進、或いは福岡県リサイクル製品認定制度の推進、リサイクル製品の利用促進ということでございまして、これらの施策に取り組むこと。また一番下の廃棄物の適正処理による環境負荷の低減という項では、PCB廃棄物・使用製品についての期限内での着実な処理の推進、或いは「福岡県災害廃棄物処理計画」に基づきまして、関係者間の連携の強化や人材の育成に努めることなどを記載しております。7ページを御覧ください。先ほど御紹介しました重点プロジェクトでございましてけれども、この柱のところでは食品ロス削減の取組み、それからゴミの不法投棄の根絶を目指す不法投棄情報を電子地図上にマッピングするシステムなどについて御紹介したいというふうに考えております。資料8ページをお願いいたします。

3つ目の柱、「自然共生社会の推進」でございまして。こちらで目指す姿でございましてけれども、まず県民一人ひとりが生物多様性の重要性を認識していただき、生物多様性の保全が常に意識されている社会、また自然とのバランスを考慮した社会経済活動が行われ、生態系サービスが持続的に利用できる社会、この社会の構築を目指す社会の姿として据えております。

現状と課題のところを見ていただきますと、野生鳥獣につきましては、生物多様性を維持していく上で非常に重要な役割を果たしている一方で農林水産物、或いは生態系への深刻な被害を及ぼす動物もございまして、総合的に鳥獣の保護及び管理を図る必要があるこ

と。

また最近ではヒアリ等で皆さんもお気づきの点でございますけれども、外来種による被害、これが既存の生物多様性に対してではなく、人の命、農林水産物に係る被害、こういったものに大きな影響を及ぼすことが懸念されているところでございます。

施策の方向のところの欄でございますけれども、まず絶滅危惧種の生育地域等の重要地域におきます保全に関する取組みを推進していくこと、また生物多様性の持続可能な利用のところについて言いますと、農薬や肥料の適切な利用、バイオマスの活用、或いはまちとむらの交流の促進、こういった事業を主要な施策として盛り込んでいるところです。

9ページの重点プロジェクトのところを御覧いただきたいと思っております。御存知の方もいらっしゃるかとは思いますが、英彦山及び犬ヶ岳におきます生態系の回復と絶滅危惧種の保護の事業を御紹介いたしております。当該地域では特に増加したシカの食害によりまして、種の絶滅等の危機が非常に高まっております。それを回避する取組みについての御紹介でございます。また野生鳥獣の保護と管理の両立を図るための取組みについても御紹介するなど、ここでは色々な施策を御紹介いたしまして、生態系を守るということのマルチベネフィットについて多くの方に気付いていただければというふうに考えているところです。次に10ページをお願いいたします。

4番目の柱、「健康で快適に暮らせる生活環境の形成」でございます。目指す姿のところは御一読していただいて、割と納得のいきやすい世界だと思っておりますけれども、現状と課題のところを御覧いただきたいと思っております。28年度の大気環境の測定結果でございますけれども、二酸化硫黄や二酸化窒素、こういった項目につきましては、県内の全測定局で環境基準を達成することができております。ただ一方でその下のポツのところでございますけれども、光化学オキシダント、或いはPM2.5につきましては全国的に環境基準達成数が低いという実状がございまして、本県におきましてもこれまでPM2.5については平成26年度まで全測定局で基準を達成できなかった現状が暫く続いておりました。28年度では若干環境基準を達成した測定局も出てきてはいるのですけれども、依然としてここはしっかり対応していく必要があると思っております。

その下の施策の方向性のところでございますけれども、ここでは大気環境の保全について触れたいと思っております。2番目の丸でございます。光化学オキシダント及びPM2.5につきましては海外からの流入の影響が非常に大きいという性格がございまして、このため国と連携して発生メカニズムの解明に取り組むとともに、最新の知見に基づく正確な情報の普及に努めていく必要があるかと考えております。

11ページの重点プロジェクトの方でございますけれども、ここでは大気や水環境の保全に対する様々な取組みを御紹介、それから汚水処理構想について御紹介したいというふうに考えております。12ページをお願いいたします。

「国際環境協力の推進」でございます。今御紹介いたしましたPM2.5に代表されますとおり持続可能な社会を構築していくためには、アジアの環境問題の改善にも積極的に県とし

て関わっていく必要がございます。現状・課題の欄に記載してございますけれども、アジアの諸地域からは福岡県に対しまして環境改善技術協力の要請をこれまでも受けておりましたけれども、これに加えて、アジア地域住民の意識啓発に関する支援も求められるようになってきております。

こういった現状・課題を踏まえまして、施策の方向欄にございますとおり、今後現地の人材育成、環境技術の交流、環境教育の普及啓発等を行う旨記載しているところです。

重点プロジェクトにつきましては、県だけではなく、市町村、民間団体の取り組みなども幅広く御紹介していきたいというふうに考えております。13ページをお願いいたします。

「経済・社会のグリーン化とグリーンイノベーションの推進」でございます。ここから分野横断的な施策の柱ということになります。まず経済・社会のグリーン化の定義といったものをしっかりとお示しして、目指す姿を書き込む必要があると考えておりました。経済・社会のグリーン化の定義をある程度踏まえて目指す姿を描いております。現状と課題のところについて言いますと、一番下のポツにございますとおり、リサイクル技術、或いは社会システムの事業化、こういったものが非常に重要になってくるのではないかと考えているところです。

施策の方向でございますけれども、エコライフの推進ということで事業所におきます「エコ事業所」の取り組み、それから家庭における「エコファミリー」の取り組みと併せまして福岡県の1つの特徴でございます北九州市及び大牟田市のエコタウンにおけるこれまでの実績と今後の集積についての支援策、それからグリーンアジア国際戦略総合特区の推進について記載することといたしております。14ページをお願いいたします。

この柱におきます重点プロジェクトの御紹介でございます。こちらでは環境を軸とした産業の集積・拠点化を目指す「グリーンアジア国際戦略総合特区」の御紹介、それから水素エネルギー社会の実現に向けた福岡県の取り組みなどを御紹介する予定としております。15ページをお願いいたします。

7番目の柱、「持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり」でございます。目指す姿といたしましては県民誰もが環境負荷の少ない行動を実践するという、それからこれまで個々で行われておりました環境教育や環境学習、こういった動きがつながりまして環境保全の取り組みのネットワーク化が拡大した社会を目指す姿として据えているところです。施策の方向の欄には目指す姿を実現するために必要な取り組みを例示しているところです。ここでは重点プロジェクトのところに目を落としていただきたいのですが、1つは都市と農村との交流の取り組み。もう1つは「子どものころから体験活動を！」と題しまして県や市町村、民間団体による様々な取り組みを御紹介させていただき、これらを参考事例にいたしまして、県内でこういった地域づくり・人づくりが更に拡大することを促していきたいと思っております。16ページをお願いいたします。

「第4章 推進体制・進行管理」でございますけれども、推進体制につきましては県行政内部におきましては庁内の協議機関がございまして、こちらの計画の着実な推進を図っ

てまいります。

また県民、事業者、行政など各主体との連携による計画の推進のためには福岡県環境県民会議、これが非常に重要な役割を果たすこととなりますけれども、この県民会議の皆さんの御協力を得ながら行政等が一体となって計画の推進を図っていくということを考えております。

地域連携による計画推進につきましては、県内の各保健福祉環境事務所に設置しております地域環境協議会を活用いたしまして、地域の市町村等とも連携しながら推進していきたいというふうに思っております。

最後に「(2) 進行管理」のところでございますけれども、この計画に盛り込まれた様々な施策、或いは指標の達成状況につきましては毎年点検を行いまして環境白書という形で公表する予定にいたしております。

17ページ、それから18ページについては、各柱の指標を一覧としてまとめてございます。この指標の設定の考え方でございますけれども、県の上位計画である総合計画或いは下位の廃棄物処理計画等、様々な行政計画がございまして、その中から環境に関わりが深いものをピックアップして設定いたしております。

併せて進行管理がしっかりできるように数値としてしっかりと追っていただけるものを選んでいくところです。

もう1枚ページをめくっていただきまして、参考資料と題したページでございます。ページ番号はつけておりませんので申し訳ございませんけれども、御覧ください。最後に冒頭に申し上げましたSDGsについての理解を深めるためにこのようにSDGsの17の目標についてのロゴとそれから内容の説明を2ページにわたって記載しているところです。

最後のページですけれども、A3版の折込資料になってございます。この資料でございますけれども御覧いただきますと、右肩の方に総合計画と1番上に記載してございます。こちらは福岡県の総合計画を示してございまして、御覧のとおり県の総合計画に盛り込まれた施策を一覧化したものでございます。

今回、環境総合ビジョンを策定するに当たりまして、県の総合計画に盛り込まれた約230の施策がございまして、この施策について環境との接点というものについて徹底的に洗い出しを行いました。県の総合計画の中で環境に関わりの深い施策を全部洗い上げ、それと今回作ろうとしている環境総合ビジョンとの関連を整理した表となっております。総合ビジョンと総合計画の関連を整理し、その上でSDGsとどういふか関わりがあるのかというのを図式化した資料となっております。一見しただけではなかなか分かりにくいということもあるかもしれませんので、ここでもう1つお配りしております100ページほどの答申案の方で説明させていただきます。この資料の14ページを御覧いただければと思います。

今までの御説明で環境総合ビジョンにつきましては7つの柱を立てますと、そして7つの柱ごとに目指す姿、現状・課題、施策の方向性を整理しました。それから皆さんに知っていただきたいことや重要な施策を重点プロジェクトとして掲載するという体裁をとって

おります。その上で、この重点プロジェクトがSDGsとの関係でどういう位置付けの施策であるのかということを目視的に御理解いただくために、こういった絵図をプロジェクトごとに掲載しているところです。

この15ページの図の見方ですけれども、エコファミリー応援事業がSDGsのターゲットとどのような関わりを持つのかということを目視的に示したものとなっています。

絵の見方ですけれども、例えば右肩に4番「質の高い教育をみんなに」というロゴがございます。その横に4.7と題しまして「知識及び技能の習得」とございます。エコファミリー応援事業の推進につきましては、一つ、環境教育との関連で家庭における取組みを促進していこうという考え方が一つございます。そういった意味で環境教育を入り口としてエコファミリーに取り組んでいただくことにより、気候変動への具体的な対策、具体的に言いますと温暖化対策に一役を担うことができるということを目視的に、効果と題しました横の矢印で目視的に示しているところです。

また17番「パートナーシップで目標を達成しよう」というところでございますけれども、これはまさにエコファミリーに沢山加入していただくという取組みを県として推進しておりまして、数多くの世代がこのエコファミリー応援事業に取り組んでいただくことにより、パートナーシップで目標達成を図っていこうということを目視的に表現しております。

この取組みによって効果としてエネルギー効率の改善であったり、大気質及び廃棄物の管理といった効果まで副次的に達成することができるということを目視的に表現しているということ目視的にでございます。

こういったSDGsターゲット関連図を全ての重点プロジェクトにつきまして掲載いたしております。先ほど御覧頂いたA3版の整理図と併せて個別プロジェクトごとのSDGs関連図も目視的にいただくことにより、SDGsに対する認識と関心を高めていただく、そういった工夫をしていきたいと思っております。

お配りしている資料の説明は以上でございますけれども、最後に今後の段取りについても説明させていただきたいと思っております。本日の審議会が終了した後はいただいた意見を反映したところで、11月の後半に環境審議会名でパブリックコメントを行いたいと思っております。先ほど浅野会長から御紹介いただいたとおりでございます。パブリックコメントにつきましては、標準的な期間でございます2週間ほどの時間で行いたいと思っております。

またこのパブリックコメントの実施と併せまして県内の全市町村に対しましてこの案を目視的に、意見照会を行いたいというふう目視的に思っております。

こういった作業を踏まえた上で1月の後半に開催予定の今年度3回目の環境審議会目視的に最終的な答申を行っていただく予定目視的にいたしております。説明は以上目視的にになります。よろしく目視的にお願いします。

(浅野会長)

ありがとうございました。若干の補足をさせていただきます。本編の方の91ページ以下を見ていただきますと、現計画がどうであったかということについての総括はこの形で後の方にまとめて記載をしております。恐らく御意見が出るだろうと思いましたが前もって申し上げておきます。

ここでは県政モニターアンケートの結果などを使いながら、現計画の達成状況とそれに対する県民の評価・認識が分かるようにということにいたしまして、現計画の評価をしております。これを受ける形で新しいビジョンの案を考えるという構成にしております。

普通はこういうものを1番始めに掲載することが多いのですが、言いたいことは先に言って資料は後で付けた方が読む方にとって親切と考えましたので、こういう構成にしております。

それでは只今説明がありましたが、要約版の方で説明をしておりますので、パブコメに付したいと考えている答申案本体はもう少し詳しく記述しておりますから、御指摘がありましたら必要に応じて事務局から答申案本体の書きぶりについても御説明申し上げます。事前にお目通しをいただいたかとは思いますが、御自由に御意見・御質問をいただけたらと思います。時間は十分でございますので、できればお一人一言ずつは発言をしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

では早速ですが、久留委員いかがでございますか。

(久留委員)

まず、率直な感想から申し上げて、非常に説明も分かりやすかったですし、構成もとても読みやすいと思えました。重点プロジェクトのところも各項目のところにきちんとありました。正直に申し上げますと、中の詳しいところまでは読みきれてないのですが、このように重点プロジェクトといった形で書いてあることで、とても項目が分かりやすくなりますし、最後に御説明いただきましたSDGsについても、まだ理解できていないところはあるのですが、関連付けて書いてあるというのはとても分かりやすい。

国際的な取組み等を福岡県がどのように取り組んでいくのかということや、先ほど御説明のあった一覧も具体的に書いてありまして、今までにない作りだなと思心していたところではあります。

特別に今質問はないのですが、やはり、私達も長く環境問題への取組みをしてきましたが、いかにこの計画を県民に周知していくかですね。

取組みはエコファミリーで家庭なり、事業所なりにされているのですが、やはりこのところをこういうビジョンを作った後にどう推進していくか、伝えていくかというところがこれからの課題になるのではというふうに思います。

(浅野会長)

ありがとうございました。次に野田委員どうぞ。

(野田委員)

野田でございます。私も同様な意見を持っております。

しかしながら、105ページの県政モニターアンケートについてですが、これを読ませていただいたのですけれども、県民が本当には分かっていないと思います。日本国民もそうかもしれませんが。

こうやって皆さんが私達も含め取り組んでいるのですけれども、皆が分かっていない。啓発が遅れているのではないかなと思っています。

また、地球温暖化の影響についても、私の八女市も2014年に北部豪雨、そして今回も2017年に九州北部豪雨がございましたが、その後もそうです。皆、口では八女の方でも言うのですが、実際に取り組んでいるかという口では言うのですが、なかなかそこが心に落ちてこない。整理がされてしまったら忘れてしまうということの繰り返してきているのではないのかなというのが実感であります。

浅野会長がその辺も進めてくださるかとは思いますが、正直に言って日本はどうでしょうか。やはり遅れている。福岡県は遅れている。その辺のお話を聞きたいと思います。よろしくをお願いします。

(浅野会長)

ありがとうございました。なかなかずっと10年、15年とやっているのですが、国でも分かっているのだけれども行動には繋がらないという傾向がありますね。

ただ、例えば循環型社会形成の領域になると割合そうでもない状況が出てきておりまして、買い物袋をちゃんと持って歩くとか、レジ袋を辞退するとかはどんどん増えていっていますしね。詰め替え商品の普及率も劇的に増えてきています。

だから、一番身近な生活につながる場所では結構分かって、行動するというところになっているのですけれども、やはり温暖化となるとまだ少しつながりが見えづらいのかなという感じがいたします。

ただ、一昨日福岡市で環境省と合同で会合をやりましたけれども、気象予報士の方が、今の異常な気象は温暖化と関係があるとようやくはっきりと言われるようになりました。

これをもっと広く伝えていくことができるといいですね。ですから、テレビで気象予報士さんが出る時に少し言うてくださるといいのですがね。もっと県民の皆様に分かっていただければ、しっかりと取り組まなくては大変だということで伝わっていくだろうと思います。

引き続き啓発・周知をしっかりとやるようにというお二方の意見については事務局もしっかり受け止めていただきたいと思います。ありがとうございました。

(野田委員)

一言良いですか。先ほどの会長のお話キーワードがあったかと思います。買い物袋、暮らし。やはり暮らしを支えているのはやはり女性なのですけれど、女性にとって地球温暖化の話というのは、先ほどおっしゃられていたように気象など、理系の話で難しいなというふうになりますので、その辺を分かりやすく色々な形で女性に伝えていくと良いかと思います。

実践をしていくのは女性です。買い物袋にしても女性です。この辺をもっと検討していつて、分かりやすく、理系の話をもっと分かりやすく、目の前に思えるようにしていただく努力をしていただければ、また変わっていくと思います。

(浅野会長)

ありがとうございました。小学校の出前授業で1950年から2100年くらいまで、地球がどんなに熱くなるかという、だんだん地球が真っ赤になっていくというアニメを見せると、子ども達がびっくりして見るのですね。

やはり、将来の世代の人たちに悪影響を及ぼすということを、徹底的に伝えていくというのが今の人たちの考え方を変えていく力になると思っています。

今の御意見を参考にしながら是非今後の啓発・普及をよろしく願いいたします。ありがとうございます。

永松委員どうでしょうか。どうぞ。

(永松委員)

永松と申します。この審議会へ参加したばかりで勝手が分からないの外れかもしれませんが、私は普段特に自然共生社会の分野に興味があります。

特にシカの食害や外来種の排除など具体的に見えることに対しては色々と対応がされているのかなとは思うのですけれども、もっと普通の自然というか身近な自然について、例えば公園にしても草むらが全部無くなっていく、綺麗になってそれは良いのですけれども、それは結局生き物たちの住む場所が無くなっているということもあると思います。

そういう、分かりにくいかもしれないのですけれども、自然を全体としてバランスというか、生き物の全体の多様性を見た上で、色々な対応をしてもらえるような考え方をしてもらえると良いなと思います。

(浅野会長)

ありがとうございます。よく分かりました。

この中では少し言葉は難しいのですが、生態系サービスという言葉を使っております。要するに、ありふれたことも全部含めてそこに私達が生きる場所を与えられているということをしっかり皆が理解していかなければいけませんねということを行っています。

生き物の方もそこそこに場を与えてあげたら意外としたたかに生きてくれるという点も

あります。最近うちの近くの空き地が全部住宅地になってしまって、そこに来ていたカササギが行く所がなくなってしまうと思っていたのですが、今朝見たらもう近くの緑地の方に居を移していました。彼らの方が賢いなと思いました。

堤委員いかがでしょうか。

(堤委員)

堤です。43 ページの森林環境税、森林の広域的機能のところ、2点お願いしたいところがございます。

実は先の9月議会で我が会派から2点とりあげさせていただきましたことについて、盛り込んでいただければなと思っておりますので、お伝えしておきます。

1点是中ごろの「森林の有する公益的機能の発揮に向けた施策」の中です。針広混交林、針葉樹と広葉樹が混じった森林に変えていくための費用をこの森林環境税の対象としてほしいというような要望をいたしました。

と申しますのも、先ほど野田委員の方からありましたように、八女ですとか、今回の朝倉の方の九州北部豪雨の災害でかなり流木の問題がございまして、今回は雨量が非常に多かったので広葉樹でも針葉樹でも関係なく流されてしまったという御意見もあるように聞いておりますが、やはり広葉樹の方が多少の雨にも強いですとか、流れる時も根が張っているためなかなか流れにくく、地すべりを防ぐダムのような機能を果たすとか、そういった機能がございます。

私も専門家ではないのでよく分かりませんが、それと生態系、永松委員から御指摘いただきました多様な生態系という意味でも、今ある針葉樹林がそろそろ伐採の時期を迎えているということですし、その後、いつもより多めに間伐をしてそこに広葉樹が生えてくるようにといった施策が他県でも行われているようですので、こういった施策は実は森林環境税の行政の方ももう考えていらっしゃると思うのですが、そういうことを是非ここにも入れていただきたいということです。

それから、もう1つうちの会派の方から一般質問させていただいたのが、少花粉のスギですとかヒノキに切り替えることです。これが花粉症の発生が抑えられる、花粉が少ないスギやヒノキ、これらは普通のスギやヒノキの苗よりも多少高額だということですが、そこに補助金を出すというようなことも既に行政で行ってきていただいております、少しずつ増えてきているようなのですが、そのことについても是非どこかに記述をしていただきたいなと思っております。

(浅野会長)

ありがとうございました。それでは田中委員どうぞ。

(田中昭代委員)

田中でございます。今日色々御意見拝聞いたしまして、意見が1つと質問が1件ございます。

まず意見というかお願いと申しますか、概要の16ページでございます。最初の方になりますけれども、そのポツの4つ目に「広域連携による計画推進」というのがございまして、特に環境関係というのは福岡県内だけに留まるものではなく、福岡県でしたら、大分県、佐賀県、熊本県と接しておりますので、地域連携が必要かと思っておりますので、連携をお願いしたいということと、特に大気等は大陸から色々とやってくるということで、これも先ほど御指摘がありましたので、その連携が目に見えるというか、取り組んでいますという姿勢が明らかに分かるようになったら良いのではないかと考えているところです。もちろんこうして方針をお示ししていることかとは思いますが。

それと勉強不足で初めて知ったのですが、エコファミリーというのがあるのかと思っております。先ほどエコバッグの普及が進んでいるという話で、私も買い物をしていますと、バッグを持っていたら1円引くとか2円引くとかがありますので。これも本文の方の14ページに最大で6,000円抽選で贈呈とかいうのがありまして、お金が絡むとかなり推進というか進むのかなという気もしています。エコファミリーなるものについて、分かりやすく御説明いただけたらなと思っております。

(浅野会長)

ありがとうございました。これはPR不足かもしれませんね。それでは岳委員どうぞ。

(岳委員)

45ページの「健康で快適に暮らせる生活環境の形成」の部分での特に49ページのPM2.5について触れてありますが質問いたします。

先の選挙の時に、鬼木誠先生が環境大臣政務官として非常にPM2.5対策をしてありました。これは福岡市だけではなくて、福岡県が特に関心を示すべきであるところかと思っております。

ここの注意喚起をするというところですが、国の方から説明を受けた鬼木先生は「外に出るな運動するな」と国が言っているということだったので、外に出るな運動するなではないだろうということで青空改革プロジェクトを考えたということです。

中国側も、規制の仕方が分からないというようなことを申してあったそうで、引き続きこのプロジェクトを推進してあるそうです。つまり、このあとの国際環境協力という点においても、中国側はガソリン車をこれから積極的に電気自動車に変えるとか、そういった案を考えてあるようなので、国と連携するという部分と重なるとは思いますが、PM2.5についても、福岡県としての独自性を出す意味でも東京より福岡は関心持っているぞというところをアピールされたら良いのではないかとということです。

もう1つ、水質調査とか重点的に推進するプロジェクトの51ページに書いてありますけ

れども、僕も物流に関っていたからではないのですけれども、この前博多湾で船から油の流出があって一時期漁協さんが非常に困られたことがありました。苅田港並びに三池港をはじめ、そういったリスクがあるということを考えると、そういった水質に対する港周辺の油の流出等への対策という点も触れていただけると良いかなと思っております。

それともう1つ、79 ページに「海浜クリーン作戦」というものがありますが、もう間もなく「豊かな海づくり大会」がありまして、特に宗像大社さんの方では、中国や韓国などから流れてくるごみに対しての対策というのをすごく関心を持ってあります。同様に福岡市でも、或いは筑前海域等においてもそういった関心は高いと思いますので、そういった点でも、しっかりとクリーン作戦をアピールしていただけたらなというふうに感想をもちました。

(浅野会長)

ありがとうございました。

鬼木先生について言えば、政務官の時代に一緒に審議会をしましたので、分かっているかとは思いますが、実は外出を控えなさいというのは $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以上のレベルになった時の話で、環境基準を超えた時のこととしては全然考えていないのですね。

福岡では誤解されていますけれども、そこについては、鬼木先生は良く分かってらっしゃると思います。 $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$ というレベルは日本国内ではまず出た例がない。

これは医学的にかなり専門家を集めてしっかりと検討をしてもらった上で数字を出したものです。

それから元々PM2.5の環境基準を作った時に私もちょっと言われて気にはなっていたのですが、アメリカではバックグラウンドの濃度がものすごく低いんです。要するに何も無いときのレベルがすごく低くて、それで、 $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ と決めていたのですが、日本はバックグラウンドがアメリカの倍以上高いものですから、 $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ だと環境基準はすぐに超えてしまいます。ですから、日本ではそういうことも考えてなんとかするようにと言われたのですが、アメリカよりも日本の方が環境基準が緩やかという決断をする勇気もなかったものから、 $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ でやりましょうと決めてしまったわけです。

条件が違うのですけれども、本当のところは、国内で注意すべきレベルが $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以上ということをはっきりしていますので、国ではそれを前提にして議論をしているというのはしっかり県民の皆様にご理解いただかないといけません。環境基準を超えたら危ない、外出してはいけない、幼稚園は外で運動してはいけないとは一言も言っていません。

(岳委員)

私の友人が久しぶりにロサンゼルスから帰ってきた後に「岳君大丈夫？」と言うから「なんで」と聞いたら、もう一人友人の人もそうだったらしいのですけれども、肌が荒れたりして、原因不明で、PM2.5のせいではなかろうと思うけれども、メカニズムも含めて分からないから影響があるのかなと言っている人がいました。

(浅野会長)

PM2.5というのは粒子の大きさだけで全ての物質を含めて対象とするものです。福岡の場合のPM2.5の主成分は色々あるのですが、結構海の塩が混じっています。玄界灘に風が吹くと海が荒れる、すると波しぶきが小さい粒子になってそれもPM2.5ということになってしまう。しかし、やってくる物質の大部分はやはり中国産ですね。ですから、中国の大気環境が良くなると福岡でもPM2.5の汚染状態が随分良くなることは間違いないことです。

高橋委員どうぞ。

(高橋委員)

時期的にどうしても九州北部豪雨の話になってしまうのですが、冒頭で関環境部長さんからも流木被害の話がありました。地球温暖化があって異常気象があって、異常気象によって流木被害が起こったというのが1つの図式なのかなとは思いますが、概要版の方の8ページ「自然共生社会の推進」の現状・課題のところ「生態系を活用した防災・減災の機能」というところがありまして、この防災・減災という部分の中で流木被害を減らすというのがやはり大事な視点ではないかなというふうに思うのですが、どのように考えているかお伺いしたいです。

(浅野会長)

ありがとうございました。後で事務局からまとめてお答えいただけるものについてはまとめてお答えいただくことにしましょう。

それでは九州経済産業局、新井委員どうぞ。

(新井委員 (代理：久保氏))

今日は代理で参りました。よろしくお願ひします。今、業務上関係しているのが、資料6ページの循環型社会の推進でございます。日頃の業務から、リサイクル関係の推進ですとか、食品ロスを削減するための取組みですとか、こちらの方を十分にやっていただけたらなというふうに思っております。後は県民の方への普及・啓発も非常に重要なことかと思ひますので、しっかりとやっていただけたらと思ひます。

(浅野会長)

ありがとうございました。それでは糸井委員どうぞ。

(糸井委員)

私はエネルギー関係のことをやっています。再生可能エネルギーの普及活用というのは、今、非常に力を入れて進められているのですけれども、もう1つ温室効果ガスの削減ということになってくると、需要の方で使用量を減らすということが必要かと思ひます。

どういふことをやれば良いかと言いますと、やはり省エネルギーです。ですから、省エネルギー部門での施策をもう少し考えても良いのではないかという気がします。

あとは、福岡市は未利用エネルギーという非常にわずかな温度差を利用したエネルギーの利用設備がいくつかあるのですけれども、あまり知られていない。例えば、百道でやっている海水と河川水との温度差を利用した熱利用ですね。そういうものを普段の生活で使うことができるといったような広報をもう少し力を入れて立てたらどうかという気がします。

それと、PM2.5の話が出てきたのですが、福岡市内にはかなり観測ステーションがあつて1時間毎の値がネットで見ることができます。非常に有用な情報が公開されているのですが、あまり知られていないというのがあります。私は伊都キャンパスにいますのですが、PM2.5の濃度が高い時は筑紫山系が全く見えなくなります。そういった時にそういう情報を見てPM2.5の濃度が高いと窓を開けるのをやめようかなど、個人の判断にもつながっていくので、そういった情報を県民に周知されてはいかかかと思ひます。

(浅野会長)

ありがとうございます。それでは専門委員の方は事前に議論に加わっておられますので、飛ばして河邊委員どうぞ。

(河邊委員)

河邊でございます。詳細資料の28ページのところでございます。上の方で「各種リサイクル法に基づく取組み」若しくは「資源循環型まちづくりの推進」というところに関連して申し上げさせていただきます。私は北九州市に住んでいるのですが、北九州市では分別収集が缶・ビン・ペットボトル・それからプラスチック、市民センターではトレーや紙パックなどの地域の住民が持ち込めるようにちゃんとボックスが用意してあり、市民の方々にも意識をもっていただくようなそういった取組みをしています。

不勉強なのですが、各市町村でこの分別収集は違いがあるかと思ひますので、将来的に分別収集を全県的に徹底していく必要があるのではないかと思ひます。そうしないと、なかなか県民に循環型社会であったり、リサイクルという意識が根付かないのではないかと思ひます。市町村の壁を越えて、例えば北九州市のリサイクル企業に他の市町村から持込みをしてもらって、リサイクルするというような取組みが必要なのではないかと思ひました。

それと、モニターを毎年300人、環境意識調査を行っているということですが、このモニターも分別収集が進んでいる市町村とそうではない、何もかも一緒にごみ収集している市町村の県民の方とでは、意識が違うのではないかと思ひますので、そこら辺を分けてモニターをとるなどの必要があるのかなというふうに感じました。以上でございます。

(浅野会長)

ありがとうございます。御意見として承っておきますが、ちょっと色々と検討が必要な

ようですね。木下委員どうぞ。

(木下委員)

今回の審議会の資料を事前に目を通しました。今日また御説明いただいて、非常に分かりやすい資料にできているなど感心しました。

私どもは消費者団体として、食品ロスの問題とかマイバッグ運動などをやっていますので、そういったこともこの計画の中に取り入れていただいていますので、ありがたいなと思っております。

たまたまマイバッグを持ってきました。これは捨てられた傘をいただいて、1年に1回傘で作ったマイバッグとして市で出しているものです。買い物にも良い。簡単に小さくなりますし、ポケットに入れても良い。かばんに入れても良い。絶えず、私どもはこれを持ち歩いています。

これを1年に1回うちの市で市民の方にお配りしてアンケートをとらせていただいております。そのように取り組んでおります。まだまだ普及されていないところもあるそうなので、自分で作りたと思う人には型紙を渡しますからということを出しております。

そのようなことはきちんとこの計画の中に入っておりますので、私どもも今後もこれに取り組んで頑張ってまいります。

分かりやすい資料を作ってくださいまして、ありがとうございました。

(浅野会長)

ありがとうございました。その運動は宮城県で見たことがあるのですけれども、なかなか材質としては良いようですね。傘の使用済みのものはすごく良いそうです。

(木下委員)

昔洋裁などをされていた高齢者の方に作っていただき、1年に1回集めて、100とか120とか出来上がって、それを市の方に持って行って市から少しいただきまして、市民にはただで渡しています。

また、帯なども要らなくなったものでバッグを作って売ったりしております。

(浅野会長)

ありがとうございます。それでは阪口委員どうぞ。

(阪口委員)

西日本新聞社の阪口と申します。今日初めての参加になりますので、皆さんよろしくおねがいします。

身近なところで一人一人何ができるかなと思ったらごみの話かと思って、ちょっと見たと

ころなのですが、「県民一人一日当たりの排出量は依然として全国平均を上回っている」というのが素朴に考えて何か理由があるのかなと思いました。また、「産業廃棄物も平成 21 年度と比べて 22.2%増加している」と。こういう現状で、目標は大丈夫なのだろうかと思って最後の指標を見ると、既に現状は目標を下回っているということなんですかね。ちょっとその辺がよく分からなかったので教えていただければと思います。

(浅野会長)

福岡の場合は、特に福岡市がかなり足を引っ張っています。全国的に見ると家庭系のごみの方が事業系のごみよりも多いのですが、福岡の場合は逆転現象が起こっていて事業系が多い。事業系が多い理由は外から人が来るからです。それを全て市民に頭割りで行っているから、外の人が持ち込んだものについても、全て市民が出したことになっている。それで数字が上がってしまうというかなり困った特異な現象が起こっています。なんとか事業系のごみを減らすというのは両政令市の最大の課題で色々議論をしています。細かいところは時間があれば後でまとめて答えていただきます。

それでは、下條委員どうぞ。

(下條委員 (代理：西野氏))

下條の代理で参りました西野と申します。農政局です。いつもお世話になっております。私どもは農業関係ですので、農業関係につきましてもやはり CO2 の排出の削減とそれとこれからの適応策ということで、特にここにも記載していただいておりますが、水稻の方で、温暖化に対する技術の改良ですとか、元気つくしなど、福岡県さんの方も高温に強い品種ということで開発をしてだんだんと進めていただいておりますので、その辺も含めて、特に福岡県さんについては柿とかの果樹、ミカンやブドウだとかそういったところの果樹の色づきなどの関係もまた出てくるかと思っておりますので、併せて果樹の関係も少し、取り組んでいただいておりますけれども、記載をいただければありがたいなと思っておりますのでよろしくおねがいします。

(浅野会長)

ありがとうございます。適地適応コンソーシアムを始めまして、九州農政局の方にもお世話になっております。よろしくお願ひします。それでは吉野委員どうぞ。

(吉野委員)

答申案の方で、83 ページの指標のところなのですが、「自然共生社会の推進」という項目のところ、前の記述とあまり噛み合っていないのではないかなと思います。

数値目標は掲げなければいけないので、数値を出せるものということで、このようなになっていると思うのですが、例えばこれを挙げるのであれば、市町村が生物多様性戦略を立て

ることにどういった意味があって、どうしてそれを推進していくんだということが本文になると噛み合わないと思います。

また、農地の保全についても同様に、なぜ農地を保全しなければならないのかというところがあった上でこの指標がこないと噛み合わない。

むしろ、前の政策であれば、どれくらいシカ等の数が減って、どう守られたとかを書く方が本来は一致する話かなと思いますので、そこは噛み合っていないのではないかと思います。

指標の関係でもう1つは「健康で快適に暮らせる生活環境の形成」のところの景観計画のところですか。これも、前の本文を見ると景観をどう守るからどう暮らしやすいのだという記述がないので、もちろんこれを挙げることは大事だと思いますが、この辺が本文に入った上で、この指標が来ないと指標と本文の一致がないのではないかと。

それ以外の指標はだいたい前にも記載があって、指標としてはこんなところかと思いましたが、この2つに関しては噛み合っていないので御検討いただきたい。

(浅野会長)

ありがとうございました。検討いたします。それでは山崎委員どうぞ。

(山崎委員)

山崎でございます。水質部会を任せていただいている関係から少し質問・意見を述べさせていただきますと思います。

水質部会では主に水質についてやっているのですが、今日お伺いしたいのが、瀬戸内海の総量削減についてです。結構総量を削減してきたものだから、例えば富栄養から貧栄養というような問題が発生しております。ではどうするかということについては、色々なところで色々な考えが提出されております。

福岡市ですと、例えば下水処理水の水質を悪くするとかですね。栄養を増やす、特にリンを増やすというような具合なことをやると。福岡県の瀬戸内海側でも昔は魚貝が沢山採れていたのですが、最近はリン不足で採れていないのではないかとというようなそういう話もあるわけです。

他方、瀬戸内海の総量規制があるものだから、それぞれの企業や事業体には削減を要請しているわけです。そうすると簡単にどんどん流して良いかということ、あっちの方で非常に規制をして、他のところは緩くするとか、このあたりはかなり微妙というか難しい問題が出てくるかとは思いますが。そこはやはり住民というかステークホルダーの合意を得ながら、今後、例えば瀬戸内海ですと、この目標を達成するように豊かな海とかありますけれど、それに合うような負荷、それをどういうふうにしていくかという課題がある。

例えば明石の方ではため池の泥を排出するようなことで、栄養の供給をやっているというような話がある。そういったことがそれぞれの事業体が勝手に色々やりだすとかなりややこしくなると思うのですね。ですから、そういった今までやってきた環境行政が今後どうい

ふうにしてそのあたりをやっていくのか、そういったところが今のところあまり議論の対象になっていないような気がしますので、御検討いただければと思います。

(浅野会長)

ありがとうございました。今、環境省の方で環境研究のS13で九大名誉教授の柳先生をチーフにしてその問題をかなり重点的にやってもらっていて、大体後1年くらいで報告書が出てきます。下水処理場悪者論に対する反論を出さないといけないので、その辺をやりながら考えていくのでしょうか。柳瀬委員どうぞ。

(柳瀬委員)

柳瀬でございます。廃棄物の関係をやっております。最初に先ほど会長そして事務局の方からありましたが、いわゆる九州北部豪雨災害に対しての県の動きを見させていただきまして、私は熊本震災も少し関係しておりましたので、地震の処理などもさせていただきましたが、今回の廃棄物対策課の二次災害への対応の仕方というのは、非常にスピーディーで早く動いたということで、非常に高く評価させていただきます。

それから、55 ページに「国際環境協力の推進」がございますが、色々なところで国際協力をやられております。当然この国際協力をやった成果としては最終的には福岡、或いは日本へのフィードバックという形で戻ってくるのだと思うのですが、このやられたことに対しての成果というかその辺りが見えてきませんでしたので、これからのお願いとして、その辺りを例えば人材育成事業なら参加者の方の評価などの内容についても、今後少しやってよかったんだというようなところが見えるような形にさせていただければ良いかなと思います。

(浅野会長)

ありがとうございました。それでは安田委員どうぞ。

(安田委員)

私も説明を聞いて、事前資料で一応目を通したのですが、説明を聞いたのと一覧で書いてあるものととても理解が進みました。私たちの団体も環境にはとても興味があって、例えば日頃の会議の時もマイ茶やマイ箸の取組みやエコバッグの推進とかをやっています。地域では緑のカーテンと言って、支店の入り口に今年は緑のカーテンの風船カズラを植えました。緑のカーテンで日陰を作ることに加えて、ゴーヤを使って地域の方々に男の料理教室や親子料理教室なんかで料理の仕方や使い方を知らせていくということに努めています。

油とかも若い人はコンロが汚れるから揚げ物をしないとされるのですけれども、油を集めて廃油石鹼を作るなど環境に即した取組みもしております。

私がビジョン答申案を見て少し疑問に思ったところは、例えば103ページの「環境負荷を低減する技術・産業の振興」のところの進捗状況のところですか。現状値があって最終目標と

計画策定時というところで数字が出ているところもあるし、増加を目指すというところもあるのですが、この増加を目指すというところの数値がおおよそでも書かずに、数値を書かずに「増加を目指す」というところで書いた方が分かりやすいのでしょうか。私は分かりにくいかなと思ったのですが。以上です。

(浅野会長)

これは元を決めた時にそういう目標を決めているということで、それを写しているだけです。それでは最後に藤巻委員どうぞ。

(藤巻委員 (代理：鈴木氏))

九州地方整備局の鈴木と申します。今日は藤巻の代理で出席させていただいております。なお、私ども九州地方整備局では社会インフラということで道路、河川、港といったインフラ整備を担当しております。そういった意味で計画から施工、それから維持管理といった面で常に環境への影響というのは常に意識しながら仕事を進めていかなければならないという立場ですので、行政機関の1つとして関係機関、連携しながら進めていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

(浅野会長)

ありがとうございました。それでは事務局から答えることがあれば答えてください。

(環境保全課：野中課長)

環境保全課長でございます。エコファミリーについては、今年からやり方を変えまして、資料の14ページにも書いておりますが、LEDへの切替ですとか省エネ家電の買替、コンポストの設置、グリーンカーテンの設置、実際に家庭でエコ活動をしていただきまして、それをポイント化し上期と下期に分けまして、全て取り組むと最大で6,000円分のポイントをいただけるということで、人数が多ければ抽選になりますけれども、そういう具体的な特典を設定して呼び掛けをしております。これまでは電気使用料の報告とかそういったケースに特典を差し上げておりましたが、実際のエコ活動をすればするほど特典をもらえるということで、よりインセンティブを高めたということでございます。今22,000世帯、昨年度末でそういった状況です。新たな特典を活かしまして更に大幅な上積みを実現してまいりたいと思います。

実際に統計をとり報告者の数字を見ましたら20%ほど一般家庭よりも電気使用量が少ないといった実績もございますので、そういった実績も示しながら県民の皆様方に呼びかけをやっていきたいと思っております。

(浅野会長)

よろしいですか。他になにかありますか。

(関環境部長)

高橋委員から流木を出さないようにするにはどうしたら良いかという御質問をいただいております。今回の災害を受けまして、農林水産部を中心に国とも連携して検討が進められていると伺っております。主な視点は2つと伺っております、1つは堤委員から混交林の話も出ましたけど、やはり安心な森林、山をどう作っていくかという視点。それからもう1つは万が一災害が起きた時に流木が流出しないように、色々なタイプの砂防ダムがあるそうですけれども、どういう砂防ダムをどこに配置していくかという、そういう2つの視点から今検討を進められていると伺っております。環境部としても、そういった機関と連携しながら一緒に検討してまいりたいと思っております。

それから、市町村の分別収集の話について廃棄物対策課から説明します。

(廃棄物対策課：小磯課長)

廃棄物対策課の小磯と申します。先ほど河邊委員から市町村でそれぞれ分別の種類が違うのではないかという意見がありましたが、そのとおりでございます。多い市町村では正確には覚えていないのですが、二十数種類くらい分別されているところもあったかと思えます。

市町村によってやはり住民の方の負担、それから処理をどうするかということで、どうしても分かれてくるところでございます。ただ、私どもの方としては、今年、課長会議を開いてやったのですけれども、特に、使える紙なんか捨てられているといったケースもございますので、北九州市さんでいういわゆる雑がみ、例えばお菓子の箱であったり色々な包装紙であったりですとか、そういったことをされて成果を上げているところでございましたので、御紹介して、良い点をどんどん取り入れていただくように市町村と一緒に取組んでいこうということで、御紹介しながら取組んでいるところでございます。

そして阪口委員さんの方から概要版でいえば17ページの目標値のところになります。一般廃棄物の処分量、産業廃棄物の処分量というところでございます。最近の傾向を申しますと、一般廃棄物についてまず申しますと、だいたい横ばい、全体的に横ばいというようなケースが続いてきております。そこで私ども廃棄物の計画を作る中で、そういった今申し上げました紙ごみの削減或いは食品ロスの削減ということに重点的に取り組むこととして、2%減を目指していくという形で書いております。計画を書いたあと27年度は少し数字が減っているところがございますけれども、やはり景気の動向その他によって上下することがございますので、しっかり取組みを進めていって、減らす方向に進めていきたいというふうに考えております。

それから産業廃棄物につきましては実はかなり一般廃棄物よりもより景気動向に影響を受けやすいということです。グラフにしますと、ジグザグになりながら伸びていたりとか、

ある時急に増えたりある時急に減るといったようなことがございます。これにつきましても、大量に出している事業者の方への働きかけ等を通して努力をしていきたいと思っております。計画の中にも書いてございますけれども、実は最近ちょっと数字が増えているのは実は統計上の話がございまして、産業廃棄物の中に汚泥とって水を含んでいるものがございまして、事業者によって水を含んだまま計上していたり、或いは水を絞った後に計量していたりしてございました。これでは正確な統計が出ませんので、水を含んだところで統一いたしまして、その統一の年にちょっと上がったというところがございます。そういった形で統計上のものがございまして、産業廃棄物もそういった景気の動向等を踏まえ、また事業者への働きかけを通じてできるだけ増えないように抑制をするという形でこういった目標を立てさせていただいた所でございます。

(浅野会長)

それではこういったことで御意見をいただきましたので、ビジョンに対して事務局はいただいた御意見について活かせるものは活かすということで進めてまいります。

それでは次に「福岡県生物多様性戦略」の次の行動計画の策定についてということで事務局から御説明いただきます。

(自然環境課：岩崎課長)

自然環境課の岩崎です。それでは「福岡県生物多様性戦略第2期行動計画」について説明させていただきます。説明は、お手元の資料の3に基づいて説明いたします。まず最初に2ページを御覧いただきたいと思います。

「1 戦略の位置付け」ですけれども、「福岡県生物多様性戦略」は、本県の生物多様性の保全と持続可能な利用に関します施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本計画としまして、平成25年3月に策定しております。

福岡県生物多様性戦略は、先ほど説明のありました「福岡県環境総合ビジョン」の下位計画でありまして、「自然共生社会の推進」という分野の基本計画であります。

また、この計画は、「生物多様性国家戦略」と整合させており、生物多様性基本法第13条に基づく法定計画であります。

福岡県生物多様性戦略の構成は、2に記載しています「目指す社会」を実現するため、4つの「行動目標」を定め、行動目標を達成するために取り組む施策を「行動計画」として定めております。

資料の1ページを御覧ください。「1 第2期行動計画の策定について」ですが、福岡県生物多様性戦略では、「豊かな自然の恵みを持続的に享受できる自然共生社会」を実現するため、平成25年度から34年度までの10年間に行う4つの行動目標を設定しております。

行動目標を達成するため、平成25年度から34年度までの10年間で2期に分けて「行動計画」を定め、取り組むこととしております。

平成 25 年度から 29 年度までを対象期間とします「第 1 期行動計画」が今年度で終了することから、平成 30 年度から 34 年度までを対象期間とする「第 2 期行動計画」を、今年度に策定するものであります。

「2 策定の考え方」についてですが、第 1 期行動計画は「基盤整備の期間」と位置付けまして、レッドデータブックの改訂、公共工事の配慮指針の策定などの重点プロジェクトを含む取組みを実施しております。

第 2 期行動計画は「様々な主体による取組みが生まれ始める期間」と位置付けまして、NPO・企業・事業者など多様な主体による取組みを促進する施策を検討しております。

また、平成 25 年 3 月に福岡県生物多様性戦略を策定しました後の社会情勢の変化につきまして計画に反映する予定でございます。例えば、次の様なことでございます。

最初の「持続可能な開発目標 SDGs」につきましては、環境ビジョンと同じ考え方でございます。

平成 28 年 12 月の生物多様性条約・第 13 回締約国会議で採択されました「農林水産業及び観光業を含む様々な分野で生物多様性への配慮を行うこと」につきましては、県庁の各分野におきまして計画を策定する際、生物多様性への配慮の視点を採り入れることを推進するよう取り組みたいと思っております。

「3 策定体制」についてですが、第 1 期から第 2 期への行動計画の継続性を確保するため、専門委員会の委員には、生物多様性戦略を策定しました際の委員の中から 5 名の方をお願いしております。

「4 検討中の重点プロジェクト」につきましては、主なものとして、次のようなものを検討しております。

まず第 1 期計画の策定後に生じた新たな課題、重要性が増した課題への対策としまして、ヒアリなどの外来種の定着予防、人体・農林水産業・生態系への被害防止を図るための対策、それから先ほど申しましたような様々な分野で生物多様性への配慮を行うことという様なことでございます。

それから 2 点目に第 1 期での取組みが不足しているものにつきまして、希少野生動植物を保護するため、保護する種や区域を定めたり、増殖などを行う対策でございます。そのほかに「生物多様性の認知度」というものがありますけれどもこれは毎年県政モニターというもので毎年把握させていただいております。ここ 3 年見ますと、27 年度は 40%を超えておりましたけれども、昨年度が 39%、今年度は 9 月にやりましたけれども 38%ということで、なかなかこの辺りもまだ取組みが不足しているということで、続く第 2 期計画でも認知度を高めるように取り組んでいきたいと思っております。

それから 3 点目に第 2 期計画の位置づけであります「様々な主体による取組みが生まれ始める」ということを誘発する、促進する取組みとして、例えば道路や河川での清掃時に、行政、住民団体などが一緒に外来種の防除を行うなど、県民一体となりました生物多様性の保全活動、こういったものを今検討しているところでございます。

「5 策定スケジュール」についてですが、本日、環境審議会での意見も踏まえまして素案を策定しまして、11月にパブリックコメントを実施する予定としております。

それらを踏まえて、来年1月の専門委員会を開催し計画案について検討・とりまとめを行いまして、来年3月には計画を策定する予定としております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

(浅野会長)

それでは只今生物多様性戦略第2期行動計画の策定について御説明いただきましたが、何か御質問、御意見がございますでしょうか。永松委員いかがでしょうか。

(永松委員)

先ほど言ったことと同じになるのですが、気がついたら身の回りから自然がなくなっているなということにならないようにするように検討していただきたい。

(浅野会長)

先ほど同様事務局もよく聞いているかと思えます。岩熊委員いかがでしょうか。

(岩熊委員)

まほろば自然学校の岩熊です。先ほどの総合ビジョンの際も委員の先生達から色々と意見があったかと思うのですが、やはりどれだけ県民の方に広く理解をしてもらえるかというのがとても大事だと思います。

それこそ私は、色々な現場、小学校などで子ども達やその保護者、学生などと接する機会が日々多くありますので、私達、生物多様性の保全に関わる団体が分かりやすく、正しい知識を伝え啓発していく。県に頼るばかりではなく、団体がこういうことをしっかり伝えていく役割分担が大事だと思っております。以上です。

(浅野会長)

ありがとうございます。県民一体も良いんだけど、使えるところをまず使うということのを少し考えてもらう必要がある。漠と県民一体となった保全などという、こういう言い方ではだめだというのが恐らく只今の委員の御発言の背景にあると私は考えました。

それから事業者の方々も生物多様性についての関心をぼつぼつ持ち始められておられると思うのですが、やはり事業者がどういう取組みができるのかということについては、既に環境省からも色々な資料が出ている訳ですから、それをしっかり提供することによって、事業者の環境報告書の中に必ず生物多様性というものが入ってくるようにならなければいけないのですね。いくつかの企業はお話を申し上げるとしっかりと分かってくださって実際に活動がこういったものが生物多様性につながるねと書いてくださる。まだまだ少ないです。

とんでもないことをやらなくてはいけないわけではなくて、やっていることの中でちゃんとつながる話があると思います。井上委員はいかがですか。

(井上眞理委員)

専門はどちらかと言えば農学、作物学なのですが、この行動計画については、それぞれの市でも希少野生動植物の調査をやっていますよね、例えば開発の時とか。そういった情報を県と共有するというのを今までもやってきているとは思いますが、今後もそれぞれの市町村と情報共有を密にしていれば、無駄な調査などが減るのではと思います。

(浅野会長)

ありがとうございます。佐藤委員何かありますか。

(佐藤委員)

なかなか多様性を守る中で大変だと思うのですが、最近ニュースでもヒアリの件は注目されていて、市民の皆さんも注目しておりますので、外来種の対策というのは早めに対策していただいて、それをメディアとかにとりあげていただけると、周知も図れると思いますので、そこら辺で対策していただければなと思います。

(浅野会長)

ありがとうございました。伊藤委員何かありますか。

(伊藤委員)

特にありません。

(浅野会長)

外来種の問題については、法律を改正して荷物の殺菌もちゃんと命令ができるようになっていはずなのにどうも現実を聞いてみると、保安管理者はコンテナを荷主の許可なしに開けることは絶対にできませんということになっている。

ですから、結局アリ等が這い出してくるのを待っている。それを環境部局が追い掛け回して捕まえて殺すということをやっている。

けれども、ここから来たのは危ない可能性があるから、そんなことは言わせないですぐに殺虫剤を撒けば、そういうことをしないで済みます。

だから、港湾管理者が商慣習に捉われて全然協力をしてくれないというところに問題があるのですが、県の管轄する港湾にはヒアリが現れるようなところは無いとも思われますから、これは専ら北九州市と福岡市とが抱えている問題です。

この辺はどうにもならないなら法律を改正して荷主の許可なしに空けても良いという風

にしないとなかなか先へ進まない現実があるということが関係者からのお話を聞いて初めて分かりました。荷主の利益よりも国民の命、安全の方が大事だと思います。それができていないという問題がありそうです。

他に何か。では堤委員どうぞ。

(堤委員)

朝倉に会派で視察に行きました時にミツバチの業者からお話を聞きまして今回の災害も大変だけれども、実はもっと大変なのがミツバチの大量死だというお話を伺いました。8月28日の日経新聞で最新の調査を千葉工大の亀田先生という方がされていて、東北から沖縄の9都県で集めたサンプルを見たところ、農薬によっては48時間でミツバチの半数が死ぬとされる濃度を超えていたということです。野生のミツバチからも高濃度で検出されたということで、いわゆるネオニコチノイド系農薬の問題が指摘されています。まだ因果関係がきちんと立証されていないというようなことも聞いておりますけれども、このようなハチの大量死は果樹の方にも影響がございますので、生物多様性にも大きく関係しているかと思うのですが、その辺りについてはいかがでしょうか。

(浅野会長)

ありがとうございます。大変大きな問題であると認識しています。生物多様性の戦略を作るときに、自然保護系の人ばかりがやっているとその辺が見えなくなってしまう。やはりこれは産業とも深い関わりがあるので、もっと農業が分かっている人など色々な人を入れなければいけない。今の話を位置づけて今後やってください。他にございませんか。山崎委員どうぞ。

(山崎委員)

生物多様性の定義に関わってくるかとは思いますが、1ページの検討中の重点プロジェクトの中の②に「希少野生動植物の保護」という項目が上がっているのですが、確かにそれは非常に重要な、いついなくなるか分からないという点で重要な項目かとは思いますが、いわゆる生物多様性というのは私の感覚で申し訳ないけれども、ただの生物だと思います。有害生物とか有用生物とかもちろん重要なのですが、それ以外のただの生物、ただの生物という視点がこの中にどう入っているのかというのが1つあります。

それからもう1つ、やはり種というものに焦点を絞るとどうしても量の話が抜けてしまう。そこにいさえすれば良いと。そうすると場所、ここにはいたけれどもいなくなったとかいう問題が1つ起こる。もう1つ沢山いたけれどもいなくなったとか、数が少なくなったという問題も起こる。

ですから希少生物だけに焦点を当てるのではなくて、ただの生物という観点と、もう1つは量、種数だけではなくて量についても検討いただいたらどうかと思います。

(浅野会長)

ありがとうございました。先ほど永松委員の御意見と重なる部分もあるかと思えます。少しやはり軌道修正して欲しいなというふうに私も感じています。

場合によってはミティゲーション（緩和）の話もきちっと議論していく必要がある。アセスメントとミティゲーションというのは研究も進んできています。今の御意見も専門家の間では十分に議論が始まっている状況です。それが反映されているかという疑問があります。

いずれにしても今日の審議会の意見を踏まえて今後の検討を進めていくということをお願いします。

よろしゅうございましょうか。では、堤委員お願いします。

(堤委員)

先ほど言い忘れていたのですが、環境総合ビジョンの方に戻らせていただきます。水銀条約、水俣条約が発効いたしましたことですか、策定の趣旨のところや水銀の回収、例えば蛍光灯とか血圧計とかですね、そういった回収について少し触れていただければなと思えます。

(浅野会長)

ありがとうございました。これは既に施策として動いていますし、着々と進めていっていると思えます。ありがとうございます。それではよろしいでしょうか。

(質疑なし)

それでは事務局の方よろしくをお願いします。

(環境政策課：迎田企画広報監)

浅野会長、議事の進行どうもありがとうございました。

委員の皆様方におかれましても、長時間にわたり、熱心に御審議いただきありがとうございました。県といたしましては、当審議会の御意見を十分に踏まえまして、今後の施策を進めてまいりたいと思えます。

また、今後とも、県の環境行政に対しまして、なお一層の御指導、御支援を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

これをもちまして、平成29年度第2回福岡県環境審議会を終了いたします。

次回の審議会は先ほど環境政策課長が申し上げましたとおり1月を予定しておりますので申し添えます。

最後に温泉部会所属の委員の皆様には、このあと温泉部会を開催いたしますのでお隣の特5会議室へお集まりください。